

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【公開番号】特開2018-161509(P2018-161509A)

【公開日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2018-040

【出願番号】特願2018-115521(P2018-115521)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/44 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/44

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複合椎体間装置であって、

上側表面と下側表面とを有するプラスチックコアと、

上側端板および下側端板と

を備え、

前記上側端板および前記下側端板の各々は、

(a) 骨と接合するための骨界面側面であって、前記骨界面側面は、中での骨成長を可能にするための複数の細孔を有する、骨界面側面と、

(b) 前記骨界面側面と反対側のコア界面側面であって、前記コア界面側面は、前記上側端板および前記下側端板の各々を前記上側表面および前記下側表面のそれぞれの1つに連結するための前記プラスチックコアの材料を収容する複数の孔を有し、前記孔は、前記プラスチックコアの材料が前記細孔に進入することを防止するために、前記細孔から隔離されている、コア界面側面と

を含む、複合椎体間装置。

【請求項2】

前記上側端板および前記下側端板の各々は、金属から構成されている、請求項1に記載の複合椎体間装置。

【請求項3】

前記金属は、チタンである、請求項2に記載の複合椎体間装置。

【請求項4】

前記上側端板および前記下側端板の各々の前記骨界面側面は、骨成長促進コーティングを含む、請求項1に記載の複合椎体間装置。

【請求項5】

前記骨成長促進コーティングは、ヒドロキシアパタイトを含む、請求項4に記載の複合椎体間装置。

【請求項6】

前記複合椎体間装置を通る骨成長を可能にするために、前記上側端板、前記プラスチックコア、および前記下側端板を通るチャネルを形成する、請求項1に記載の複合椎体間装置。

**【請求項 7】**

前記上側端板および前記下側端板の各々は、前記骨界面側面と前記コア界面側面との間に、前記孔を前記細孔から隔離する中心障壁層をさらに含む、請求項 1 に記載の複合椎体間装置。

**【請求項 8】**

前記上側端板および前記下側端板の各々の前記中心障壁層は、中実金属シートを含む、請求項 7 に記載の複合椎体間装置。

**【請求項 9】**

前記上側端板および前記下側端板の各々の前記細孔は、前記骨界面側面を通して前記中心障壁層までに及ぶ円筒形開口部を含む、請求項 7 に記載の複合椎体間装置。

**【請求項 10】**

前記上側端板および前記下側端板の各々の前記骨界面側面は、複数の金属層を含み、各金属層は、複数の開口を形成する、請求項 7 に記載の複合椎体間装置。